

議員提出議案第1号

むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月14日提出

むつ市議会議長 富岡幸夫様

提出者

むつ市議会議員	中村正志
同	高橋征志
同	杉浦弘樹
同	佐藤武
同	工藤祥子
同	濱田栄子
同	櫻田秀夫
同	住吉年広
同	白井二郎
同	富岡直哉

むつ市議会議員

村 中 浩 明

同 野 中 貴 健

同 佐 藤 広 政

同 東 健 而

同 井 田 茂 樹

同 浅 利 竹二郎

同 岡 崎 健 吾

同 佐々木 隆 徳

同 佐 賀 英 生

同 大 瀧 次 男

同 佐々木 肇

同 富 岡 幸 夫

(提案理由)

本案は、行政組織の改編に伴うむつ市部設置条例の一部改正に準じて、常任委員会の所管について、所要の改正をするため、提案するものであります。

むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

むつ市議会委員会条例（昭和42年むつ市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「産業政策部、都市整備部、建設技術部」を「農林水産部、商工観光部、まちづくり推進部」に改め、同項第3号中「子どもみらい部」を「こどもみらい部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産業建設常任委員会 7人 <u>農林水産部、商工観光部、まちづくり推進部、農業委員会及び上下水道局</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 民生福祉常任委員会 7人 市民生活部、健康福祉部及び<u>子どもみらい部</u>の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 産業建設常任委員会 7人 <u>産業政策部、都市整備部、建設技術部、農業委員会及び上下水道局</u>の所管に属する事項</p> <p>(3) 民生福祉常任委員会 7人 市民生活部、健康福祉部及び<u>子どもみらい部</u>の所管に属する事項</p>